特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」 効率的整備手法検討第三者委員会議事概要について

1 実 施 日 平成19年8月20日(月) 10:00~12:00

所 農林水産省 共用第8会議室 2 場

3 出席者

> ・第三者委員 斉藤 秀生 (財)自然環境研究センター主席研究員

> > 服部 重昭 名古屋大学大学院生命農学研究科教授

濱田 年騏 島根大学名誉教授

福櫻 盛一 島根大学名誉教授

宮城 道子 十文字学園女子大学人間生活学部准教授

(敬称略、五十音順)

・事 務 局 農林水産省農村振興局農地整備課長ほか

4 議事の概要

(1)資料説明及び意見交換

平成18年度効率的整備手法検討第三者委員会における意見への対応状況及 び今後の事業の実施にあたって資料説明及び意見交換を行った。

(2)第三者委員会の意見

別紙のとおり第三者委員会として意見のとりまとめが行われた。

特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」 効率的整備手法検討第三者委員会の意見

特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会の意見は、次のとおりである。

事業実施にあたっては、概ね示された方向性でよいが、以下について特に考慮すべきである。

- ・ 農林業用道路は、地域の生活道路としても、安全性を確保する必要があるが、コスト縮減を勘案して、コストをかけるところとかけないところのメリハリをつけて行うべきである。
- ・ 整備後に通学路として利用する区間については、具体的な安全対策を 講じるべきである。
- ・ コスト縮減や環境配慮に対する取り組みは、整備したことのPRも必要であるが、その後の結果についても継続的に公表していくべきである。 また、間伐材及び木材チップを使用していること等についてもPRしていくべきである。
- ・ この事業についての数値化が困難な定性的な効果についても、事業との因果関係を説明できるよう情報収集に努める必要がある。なお、その情報がどのような意味を持つかについて検証する必要がある。
- ・ 農林道の見直しにあたり、特に橋梁部については、土砂流出等への安全性や生態系への影響を十分考慮する必要がある。